

平成 25 年度事業報告書

1. 概況

経済のグローバル化とともに、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）やRCEP（東アジア地域包括的経済連携）等、複数の交渉が並行して進められるなど地域経済圏の創設が加速する中で、より大きなメリットを享受するためにも、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進がますます肝要となっている。

当協会は、昭和 49 年の創設以来、国連 CEFACT¹の我が国唯一の窓口機関として、また、AFACT²の主要メンバーとして、国内外における貿易関係手続きに関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等に係る調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード³」の維持・管理業務を行ってきているところであるが、平成 25 年度に計画した各種事業についても滞りなく実施することができた。

2. 事業計画等の承認

平成 25 年 3 月 7 日（火）に開催された第 101 回理事会において、平成 25 年度の事業計画案及び予算案について審議が行われ、いずれも承認、議決された。

3. 事業別活動

（1）広報等普及事業

平成 25 年度の広報等普及事業については、その事業を①広報普及事業、②制度・電子化調査研究事業、及び③国際機関との連携推進事業とし、それぞれの事業について以下のとおり実施した。

イ 広報普及事業

¹ 国連 CEFACT：国連 ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が 1997 年 3 月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The Center for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は：『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』と呼んでいたが平成 12 年 3 月、略号の UN/CEFACT はそのまま、その名称のみが変更されている。

² AFACT：Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）。従来の「アジア EDIFACT ボード（ASEB）」が、平成 11 年 9 月の第 17 回ソウル会議において発展的に改組され、AFACT の略称はそのままに太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

³ 日本船主協会が、昭和 43 年にコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」）が前身であり、昭和 58 年から（一財）日本貿易関係手続簡易化協会が保守・管理を行っている。

国連 CEFAC T が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向及び各種勧告並びに我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月間 JASTPRO」、月1回発行）並びにホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に关心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。

併せて、(一社)全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪地区において開催した時局講演会（両地区で約200名が参加）に、また、財務省税関研修所での税関職員を対象とした専門研修等（3回で約350名が参加）に、それぞれ講師を派遣するなど、貿易関係手続の簡素化・電子化に関する普及・促進活動を行った。

□ 制度・電子化調査研究事業

平成25年度においては、以下の3事業について、それぞれ調査研究等を実施した。

① 海上運送書類に関する手続き簡素化に向けた調査研究

国際貿易取引（海上輸送）における海上運送書類には、「船荷証券（B/L: Bill of Lading）」と「海上貨物運送状（SWB : Sea waybill）」が存在し、権限証券であるB/Lの利用は、権限証券であるがゆえに貿易関係手続に関するEDI（電子データ交換）が進まない阻害要因ともいわれている。

当協会は、第17回国連CEFACT総会（2011年7月、ジュネーブ国連欧州本部にて開催）において、国連ECE勧告第12号改定版（海上運送書類の手続簡素化の方策）が採択・公開されたこと等を受け、当協会内に学識経験者、銀行業界、船会社（邦船社及び外船社）、輸出入関係団体、物流関係団体、損保業界、EDI専門家など総勢12名で構成する調査研究委員会を設置し、年度内に7回開催した委員会においては、海上運送書類（船荷証券（B/L）と海上貨物運送状（SWB））の利用に際しての問題点や課題等について報告頂くとともに、中国（上海、広州）の現地企業での実態等を調査するなど、その手続き簡素化に向けた調査研究を行った。

その結果として、国際サプライチェーンに関与する全ての関係者の皆様に対し、今後、SWBの使用を選択肢として採用するよう検討して頂くとともに、SWBの利用促進に繋がるよう環境整備に努めて頂くことを提言内容とする「報告書」をとりまとめ、関係省庁及び関係業界に所要の措置を講じて頂くよう要請した。

なお、「報告書」については、和文とともに英文サマリー版を作成しWEBに掲載するとともに、この英文サマリー版をもとに第23回国連CEFACTフォーラム（2014年4月7日～11日の間開催）において報告し、参加各国に対して協力要請を行った。

② 出港前報告制度（日本版船積24時間前ルール）に関する調査研究

我が国においては、積荷目録に係る電子的提出を義務付ける、いわゆる「出港前報告制度」が、平成26年3月10日から実施に移された。

当協会は、平成 25 年度においても本制度実施に関する NACCS への電子的な報告やこの報告に当たってのサービスプロバイダーの活用方法等、国内関係業界等への制度の円滑な導入に向けた一助とするため、財務省關稅局や NACCS からの情報を提供するとともに、関係企業等からの具体的事例に関する照会に対しても関係当局と個別に協議する等、時宜に応じた対応に努めた。

③ 国連 CEFACT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACT 日本委員会（JEC⁴）は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として 1990 年に関係業界団体、企業等により設立(事務局は当協会)された。

同委員会は、総会を平成 25 年 6 月に、また、運営委員会を平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月にそれぞれ開催し、国連 CEFACT 総会への対応の協議、国連 CEFACT が進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施したところであるが、同委員会の事務局として当協会は所要の支援を行った。

また、本委員会の下には「AFACT 旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置されており、各部会が開催する委員会等に可能な限り参画し、それぞれの活動が有効に機能するよう支援を行った。

八 國際機関との連携推進事業

平成 25 年度においては、国連 CEFACT はもとより、我が国の貿易相手国としてのウェイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合等など以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載し、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

① 国連 CEFACT 総会等への参加

国連 CEFACT の総会は、年一回ジュネーブにて開催され、また、フォーラム会議は、春季と秋季の年 2 回開催（ジュネーブ等）されている。

平成 25 年度においては、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準化の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

○第 21 回国連 CEFACT フォーラム（ジュネーブ、スイス）

：平成 25 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）

《トピック》①勧告第 4 号（各国貿易円滑化機関）の補完として、

⁴ JEC(UN/CEFACT Japan Committee) : 2007 年 6 月 25 日開催の EDIFACT 日本委員会（JEC）総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

これを支援する方法に関するガイドライン策定
(新勧告) を検討

②勧告第 14 号 (署名以外の方法による貿易書類の認証)
改定に関する検討など

○第 19 回国連 CEFACT 総会 (ジュネーブ、スイス)

：平成 25 年 6 月 5 日 (水) ~7 日 (金)

《トピック》①平成 24 年度の活動報告

②貿易円滑化と電子ビジネスに関する課題など

○第 22 回国連 CEFACT フォーラム (サルディニア、イタリア)

：平成 25 年 10 月 14 日 (月) ~18 日 (金)

《トピック》① (第 21 回フォーラムのトピックを継続して審議)

② 貿易円滑化に関する PPP (Public-Private Partnership) プロジェクト
の発足など

② AFACT 会議への参加

当協会は、AFACT の創設メンバーとしてこれまでも AFACT の諸活動に積極的に参画してきた。

平成 25 年度においては、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、各 WG の活動成果等に関する情報を収集した。

○第 31 回 AFACT 中間会議 (ホイアン、ベトナム)

：平成 25 年 5 月 9 日 (木) ~10 日 (金)

○第 31 回 AFACT 総会 (ホーチミン、ベトナム)

：平成 25 年 11 月 27 日 (水) ~29 日 (金)

《トピック》① AFACT eASIA 賞 2013 の審査結果

② アジア地域 CCL (Core Component Library) の
利用促進など

③ 国連 CEFACT アジア太平洋地域ラポータ⁵活動への支援

国連 CEFACT は、国連の場で合意された国際標準や諸勧告を世界的に普及・促進等を図るべく、各地域にラポータを選任 (現状はアフリカとアジア太平洋の 2 地域) し活動を展開している。

当協会は、アジア太平洋地域における貿易関係手続の簡素化及び電子化の推進は今後とも重要であること、また、AFACT 加盟各国からの強い要請があったことから、同ラポー

⁵ ラポータとは、フランス語の Rapporteur の英語読みで、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。現在、国連 CEFACT では、アジア太平洋地区とアフリカ地区にラポータ 2 名が任命されている。

タに当協会業務1部長を推举し、平成25年6月開催の第19回国連CEFACT総会にて承認（任期は平成25年6月から2年間）された。

同ラポータが行うAFACT加盟国を中心とするアジア太平洋地域各国の貿易関係手続の円滑化と電子ビジネスの普及・促進に向けた活動を適宜支援した。

④ APTFFへの参加

国連ESCAPは、アジア開発銀行の協賛により、アジア太平洋地域の貿易関係手続簡素化と電子化を促進するため、毎年秋にAPTF(Asia-Pacific Trade Facilitation Forum)を開催している。

当協会は、平成25年9月10日（火）～11日（水）の2日間、北京（中国）にて開催された第5回会合に2名の専門家等を参加させ、アジア太平洋地域における貿易関係手続の電子化の進捗状況等の情報収集に努めた。なお、同会議には国連ESCAP加盟27か国（加盟国は62ヶ国）及び国連ECE、世界銀行、アジア開発銀行、国連貿易開発会議（UNCTAD）、世界税関機構（WCO）等の国際機関から約180名が参加した。

⑤ UNNExTアドバイザリ会議

UNNExT (United Nation Network of Expert on Paperless Trade in Asia and the Pacific : 国連アジア太平洋電子取引専門家ネットワーク) は、国連ESCAP及び国連ECE（国連欧州経済委員会）が協力して2009年に発足したものであり、アジア太平洋地域の発展途上国を中心に、国際標準に基づく電子取引（Paperless Trade）と貿易手続のシングルウインドウ化を促進するための地域情報ハブを目指し、活動を行っている。

平成25年度は、上記APTF会合に合わせて開催され、貿易円滑化のための地域協定や農業関連貿易円滑化のための電子取引等に関する情報を収集した。

⑥ 「南アジア小地域経済協力（SASEC）プログラム」トレーニング会議

（※SASEC : South Asia Subregional Cooperation）

国連貿易開発会議（UNCTAD）の要請に基づき、平成25年10月9日（水）、10日（木）の両日、カトマンズ（ネパール）にて開催されたSASECプログラム会合に当協会から職員を1名参加させ、我が国のNational Trade Facilitation Body（国連CEFACT勧告第4号）としてJASTPROが行う貿易円滑化に関する活動状況について報告した。

当該会合には、SASECの構成メンバー国である、ネパール、ブータン、インド、バングラデッシュの4か国等から約50名が参加した。

（2）日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCSの利用者（税関、通関業者、船会社、

航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等)は、このコードを入力することにより、貿易業者名等を識別して入出力や検索が可能となっている。

平成 25 年度においても、このコードの発給及びその保守管理を適切に行うとともに、国際物流の迅速化の実現に資するよう更なる利便性の向上に努めた。

(3) その他の事業

イ セミナー等開催事業

平成 25 年 6 月 26 日 (水)、港区虎ノ門のニッショーホール 5 階大会議室において「JASTPRO セミナー」を開催した。

今次セミナーは、「国際貿易関係手続きの円滑化に向けて」と題し、①運送書類 (B/L と SWB) の法的問題と将来の展望、②各国の FTA における原産地手続 (証明手續と検証手續) の最近の傾向 をテーマとして取り上げたところ、開催案内開始の翌日には定員 (150 名) を上回る関係機関、銀行、損保、船社、フォワーダー、荷主等からの応募 (約 250 名登録) があり、セミナー当日は 173 名が参加した。

なお、同セミナーの講演内容については、当協会の広報誌である JASTPRO に 3 回 (8、9、10 月号) に分けて掲載したところ、関係企業等から社内での研修等の資料として活用したいとの申し出があるなど、当該講演内容が有効に活用された。

ロ 受託調査事業

平成 25 年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかつたため、受託調査事業は実施できなかつた。

(以上)